

南風原町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
南風原町教育委員会

目 次

1. 計画策定の趣旨及び現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 業務量管理及び健康確保措置の内容・・・・・・・・ 4
5. 取組の推進及びフォローアップ・・・・・・・・ 7

1. 計画策定の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

国において、教師を取り巻く環境整備が喫緊の課題となる中、沖縄県では、令和6年度から8年度までの三年間を集中取組期間として、新たな働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の下、学校における働き方改革と教育職員のメンタルヘルス対策の取組が一体的に進められている。

このような中、本町においても、沖縄県の計画と連動して、教育職員の長時間労働の是正やメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生管理の充実等に取り組むため、本計画を策定し、実効性のある取組の推進を図るものである。

また、本計画は、教育職員の心身の健康を確保するとともに、教育活動の質の向上を図ることを目的とする。

(2) 南風原町の現状

本町では、町立学校に属する教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「南風原町立学校職員服務規程」（以下「規程」という）において、教育職員の業務量の適切な管理について定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町立学校に勤務する教育職員の時間外在校等時間の状況は、令和6年度において次のとおりである。

【令和6年度における教育職員の時間外在校等時間の状況（町立小中学校）】

区分	月平均時間外 在校等時間	月 45 時間超 の割合	月 80 時間超 の割合	年 360 時間超 の割合
小学校	32 時間	34.0%	1.8%	52.7%
中学校	29 時間	41.8%	1.1%	41.4%

○時間外在校等時間が月45時間を超える割合が中学校においては41.8%となっており、小学校（34.0%）と比較して高い状況となっている。

○特に、時間外在校等時間が月80時間を超える主な要因として、小学校においてはまず「授業準備」、次いで「学習指導」「生徒指導・教育相談」、中学校においてはまず「授業準備」、次いで「部活動指導」「評価・成績処理」「保護者対応」が挙げられている。これらは学期末や学校行事の時期など業務が集中する時期に発生している。

○このような状況から、教育職員の長時間労働の是正を図るとともに、教育職員の健康確保と教育活動の質の向上を両立する取組を一層推進する必要がある。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別

措置法第8条の規定に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す主な目標は次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロとする。
- ・時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合を、小学校17%以下、中学校20%以下とする。(※)
- ・時間外在校等時間が年360時間を超える教育職員の割合を、小学校26%以下、中学校20%以下とする。(※)

※令和6年度の実績を基準とし、沖縄県の働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」において、時間外在校等時間が月45時間及び年360時間を超える教育職員の割合を令和6年度の50%以下とすることが目標とされていることを踏まえ、本町においても同様の考え方にに基づき設定する。

(2) 教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする。【16.9日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。【12.3%】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などを通して、生き生きと教育活動に取り組むことができ、働きがいを実感できる職場環境の形成を目指す。

3. 計画期間

令和8年度から令和11年度

ただし、計画期間中であっても取組内容を整理し、見直すことができるものとする。

4. 業務量管理及び健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の適正化

イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域において保護者や老人会による朝の見守り活動が行われている現状を踏まえ、これらの取組を持続的かつ発展的に推進するため、学校運営協議会（コミュニ

ティスクール) などを通じて、地域住民とともに通学路の見守り活動の一体的推進を図る。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 青少年健全育成協議会による夜間パトロールを引き続き実施し、教育職員による放課後から夜間における見回りについては、原則行わないこととする。
- ・ 警察との連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、教育職員ではなく保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・ 公会計化している給食費以外の学校徴収金の徴収・管理方法について、教育職員の負担を軽減するシステムの整備に向けて取り組む。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動推進事業（学校応援隊はえばる）を引き続き推進することにより保護者や地域住民等との連絡調整を行い、理解・協力を図る。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 法律的な助言や指導を行うスクールロイヤーを引き続き配置し、法的知識に基づき対応し、問題の未然防止や早期解決を図れるような体制を推進する。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・ 教育委員会内での調査物等の精査を行い、ICTの活用を推進する。

⑦⑧学校の広報資料・ウェブサイトの作成、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 保護者と学校を繋ぐ情報共有ツール「スクリレ」を引き続き活用し、町教育委員会から直接保護者へ広報を行うなど教育職員の負担を軽減する取組を推進する。
- ・ 教育委員会と各学校が連携し、ICTの校務活用等、GIGAスクール構想に基づいた効果的・効率的な校務DXの推進が図れるよう環境整備を行う。

⑨⑩学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の解錠・施錠、

- ・ 学校プール清掃委託や校舎および体育館の機械警備設置、プール管理人および学

校大工の配置など、教育職員の負担軽減になる取組を引き続き推進するとともに、日常的な管理業務について、システム化や人員配置など、管理方法の改善について検討を行う。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動推進事業（学校応援隊はえばる）等での検討を行う。

⑫校内清掃

- ・日常的な清掃について、管理方法の改善について検討を行う

⑬部活動

- ・部活動については、「南風原町部活動の在り方に関する方針」に沿った活動を行い、地域連携の取組として実施している部活動指導員や外部指導員の活用を推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

- ・学校運営（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動推進事業（学校応援隊はえばる）等での検討を行う。

⑮⑯授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を引き続き全校に配置する。
- ・町立小中学校で導入している校務支援システムや、採点支援システム等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰学校行事の準備・運営

- ・学校行事の準備・運営を補助する教員業務支援員を引き続き全校に配置する。
- ・必要に応じた保護者や学校運営協議会（コミュニティスクール）による協力体制を構築する。

⑱進路指導の準備

- ・町立小中学校で導入している校務支援システムを活用することによって進路指導の準備に係る事務負担を軽減する。

⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・各学校に配置されているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・必要に応じて配置されている医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等と連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・デジタル技術を活用した、校務DX（校務支援システムの活用等）を推進する。
- ・外部人材の活用など、日常的な環境管理等の見直しを行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・産業医の配置、積極的な活用を行い、心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・南風原町立学校管理規則に規定された学校閉庁日を定めることにより、教育職員の休暇取得を引き続き促進する。

5. 取組の推進及びフォローアップ

本計画に基づく取組の実効性を確保するため、教育職員の時間外在校等時間の状況や各種指標の達成状況を継続的に把握し、取組の評価及び改善を行う。

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況については、毎年度集計を行い、町ホームページにおいて公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムにより把握する。また、ストレスチェックや年次有給休暇の取得状況等の

データを活用し、教育職員の健康確保及び働き方改革の取組状況を総合的に評価する。

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合には、当該学校に対して聞き取りや助言等を行うとともに、必要に応じて取組内容の見直しを行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、コミュニティ・スクールにおける協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。